

竹田市成年後見制度 利用促進基本計画



令和 2 年 12 月

竹 田 市

Contents

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 成年後見制度の趣旨	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
第2章 制度利用を取り巻く状況	5
1 全国の人口と高齢化の推移	5
2 全国の成年後見制度の利用推移	6
3 大分県における取組	7
4 本市における高齢者の現状と推計	8
5 本市における障がい者の現状	10
6 本市の成年後見の現状と課題	12
第3章 目標と基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本的な考え方	17
第4章 具体的な推進	18
1 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置	18
2 制度の周知・広報	20
3 相談体制の構築	21
4 制度の利用促進	22
5 担い手の育成と支援	23
6 後見人への支援	24
7 不正防止に向けた取組	25
8 権利擁護に向けた体制整備	26
第5章 計画の評価と進行管理	27
1 計画の評価と進行管理	27
資料編	
1 成年後見制度の利用の促進に関する法律	29
2 竹田市成年後見制度利用促進審議会設置条例	32
3 推進体制の概要図	33

第1章 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約行為を本人に代わって行う後見人などを選任する制度であり、平成12年に改正された民法に根拠¹を有するものである。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、制度創設以来10数年経過しても十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」を施行するとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」を平成29年3月に策定した。

この法律では、市町村に対して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと定められている。また、国の成年後見制度利用促進基本計画では、市町村に対して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものと定められている。

また、2025年問題²や2040年問題³への対応が急がれる中、令和元年6月、国は認知症施策推進大綱を策定し「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進」することを決定している。具体的な目標の一つとして「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援、社会参加支援」を掲げ、この中で「成年後見の利用促進」に関する数値目標を詳細に示している。

このように、国の成年後見制度の利用促進に向けた取組は広範なものとなり、制度定着に向けて加速度を増している。

¹ 民法に根拠：平成12年4月の法改正により従前の民法上の禁治産・準禁治産制度（明治31年施行）を根本から見直し制度化された。さらに令和2年の改正民法施行により「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」とされたことにより、成年後見制度の役割が高まる中で普及が急がれている。

² 2025年問題：高齢者人口が約3,500万人に達し、4人に1人が75歳以上の後期高齢者となる中で、安定的な社会保障制度の運営が懸念されている。認知症高齢者は約320万人との試算。

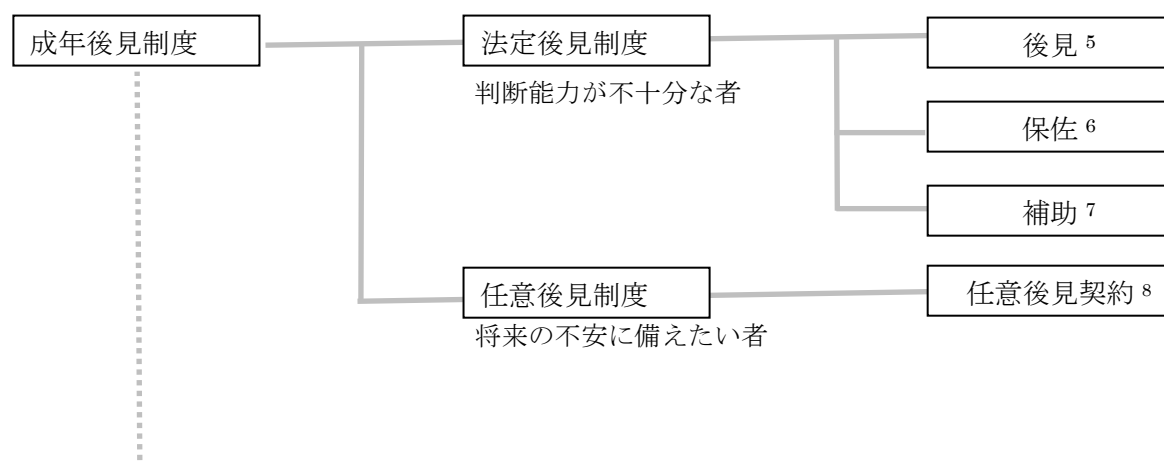
³ 2040年問題：日本の人口は約1億1000万人で1.5人の現役世代で1人の高齢者を支える社会となり、高齢者の単独世帯が4割を超え、高齢世代の孤立が進行することが懸念されている。

2. 成年後見制度の趣旨

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、日常生活に関する様々な行為を行う際や必要な契約の締結時等において、自ら意思決定を行うことができない場合などに不利益を被る可能性がある。

成年後見制度は、そのような方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人の援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その援助者が通帳の保管などの財産管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を法的に行い、本人を保護・支援する制度である。本人の意思・自己決定権の尊重、ノーマライゼーション⁴等が理念とされる。

【成年後見制度の類型】



【参考】

未成年後見制度

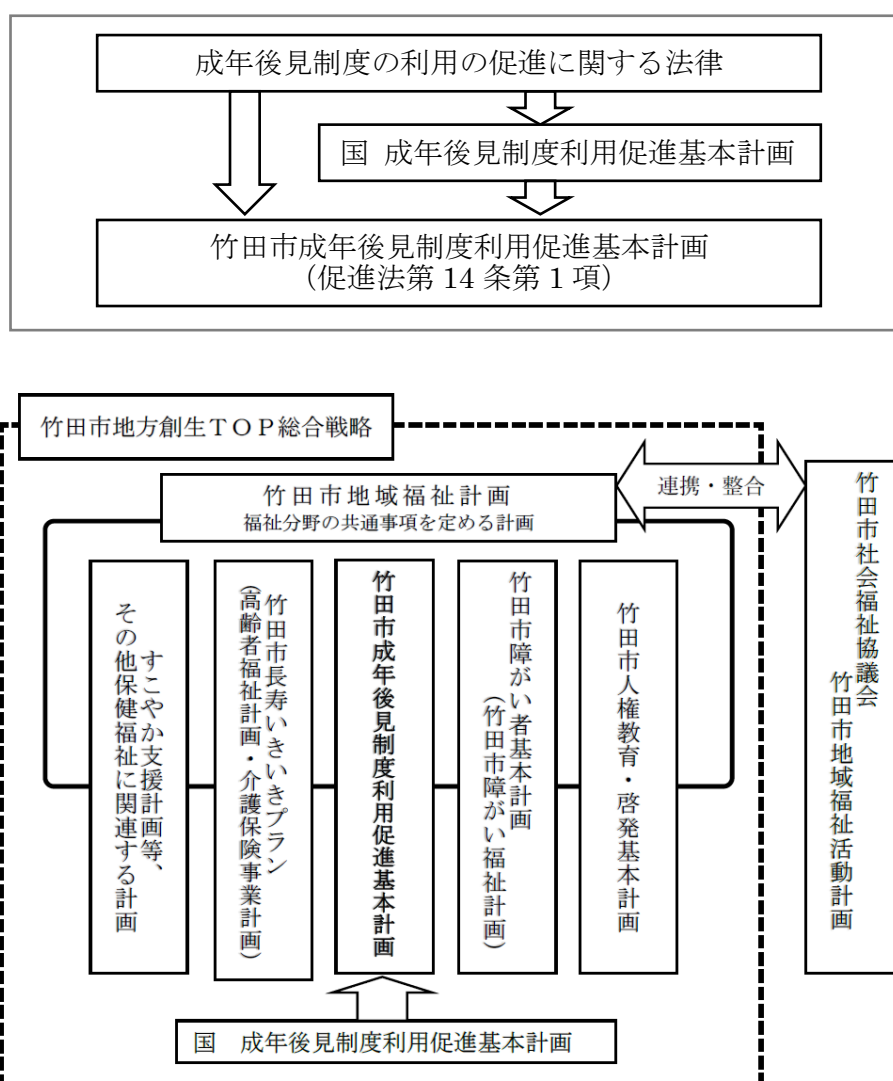
※成年後見制度と同様に民法に根拠を有すが、未成年後見は一般に「親権を補充する制度」と解されており、当該促進法の対象ではない。よって、本計画中の後見・保佐・補助などの表記は特に注釈を付している場合以外、全て「成年後見」について記載したものである。なお、未成年後見の開始には家庭裁判所が関与しない例も多く、申立人から申立てがある場合に限って後見人が選任される。また、未成年後見開始と未成年後見人選任との間は、児童福祉法の規定により、児童福祉施設の長と里親がその役割を担うこととなっている。

- ⁴ ノーマライゼーション：「障がいのある人もない人も、互いに支え合い、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくらう」という概念。
- ⁵ 後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の方に対する援助。財産に関するすべての法律行為が成年後見人に代理権として与えられる。
- ⁶ 保佐：判断能力が著しく不十分な方に対する援助で、保佐人に与えられる代理権は「申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為に限られる。
- ⁷ 補助：判断能力が不十分な方に対する援助。
- ⁸ 任意後見契約：任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）を根拠法令とする契約。代理人には誰でもなることができ、契約内容も本人の意思に合わせて自由に決めることができるが、公正証書による契約が必要。よって、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所に行い、任意後見監督人が選任される必要がある。

3. 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条第1項に規定する基本的な計画であり、同法第12条に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画に沿った内容であるとともに、第2次竹田市地域福祉計画⁹（平成29年度-令和3年度）における重点課題の一つ「権利擁護に関する体制整備」の施策として推進していくものである。

また、竹田市における高齢者及び障がい者の支援の基本的な施策¹⁰として位置づけられるとともに、第2期竹田市地方創生TOP総合戦略においても「我が事・丸ごと地域共生社会の推進」が基本方針として位置づけられている中、総合政策の一環として施策を推進していく。



⁹ 地域福祉計画：社会福祉法第107条により市町村に策定の努力義務が課されている。「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられている。

¹⁰ 高齢者及び障がい者の支援の基本的な施策：竹田市長寿いきいきプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）では「高齢者の権利擁護」を重点目標の一つに位置づけている。また、竹田市障がい基本計画で「権利擁護の推進」を掲げ、第5期竹田市障がい福祉計画及び第1期竹田市障がい児福祉計画で実施に関する事項を定めている。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和8年度までとし、第3次竹田市地域福祉計画（令和4年度-令和8年度）の策定時に国等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

但し、国の成年後見制度利用促進基本計画の見直しがあった場合で、当該計画に沿った見直しが必要となった場合には、適時適切に変更を行うものとする。

また、本計画の見直しに際し、第4次竹田市地域福祉計画（令和9年度-令和13年度）の策定時に、本計画を包含・合冊した計画とすることを検討することとする。

		年									
計画名称	計画期間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
地域福祉計画	5年	第2次 H29-R03			第3次 R04-R08					合冊を 検討	第4次 R09-
成年後見制度利用促進基本計画(本計画)	6年		第1次成年後見制度利用促進基本計画（本計画） 令和2年度-令和8年度								第2次 R09-
障がい者基本計画 ¹¹	6年	第2期 H30-R02		第3期 R03-R08						第4期 R09-	
障がい福祉計画 ¹²	3年	第5期 H30-R02		第6期 R03-R05			第7期 R06-R08			第8期 R09-	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 ¹³	3年	第7期 H30-R02		第8期 R03-R05			第9期 R06-R08			第8期 R09-	
人権教育・啓発基本 計画 ¹⁴	規定なし	第1次 H19-R02		第2次 R03-							
国 成年後見制度 利用促進基本計画	5年	第1次 H29-R03			第2次 R04-R08					第3次 R09-	

¹¹ 障がい者基本計画：障害者基本法第11条第3項により「当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」と策定が義務付けられている計画。

¹² 障がい福祉計画：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定される計画であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。

¹³ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画：高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条を根拠とし、一体のものとして作成することが義務付けられている。

¹⁴ 人権教育・啓発基本計画：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する責務を果たすために策定する計画。

第2章 制度利用を取り巻く状況

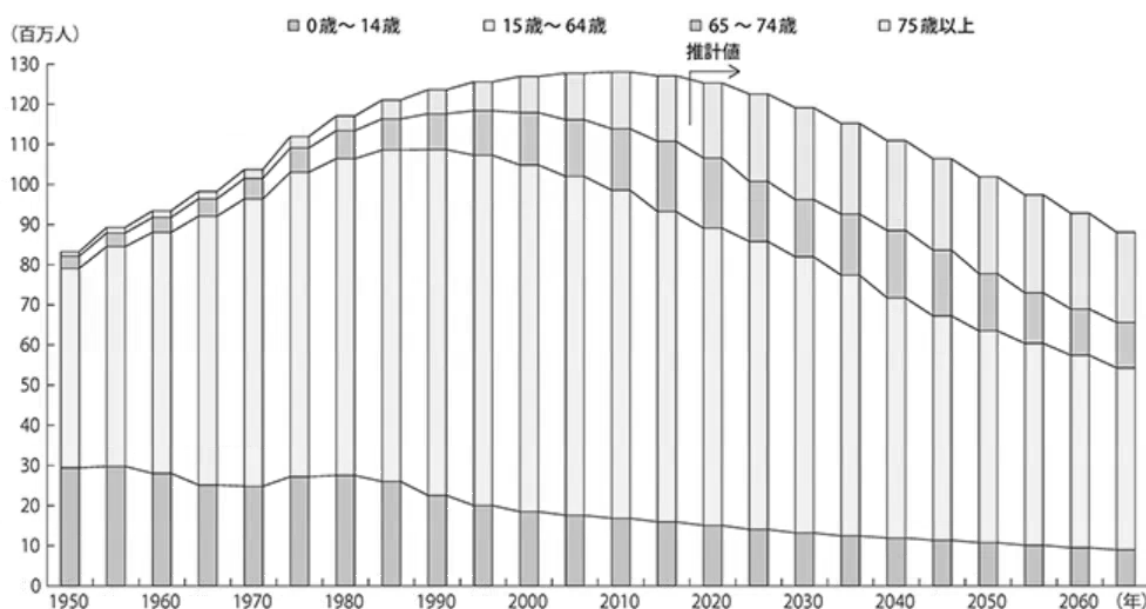
1. 全国の人口と高齢化の推移

我が国の総人口は、令和元（2019）年10月1日現在、1億2,617万人であり、このうち65歳以上人口（高齢者人口）は3,589万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっている。また、75歳以上（後期高齢者）人口は1,849万人で総人口に占める割合は14.7%であり、65～74歳人口1,740万人を上回っている。

また、平成29（2017）年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口¹⁵」によれば、総人口は令和11（2029）年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和35（2053）年に1億人を割って9,924万人となり令和47（2065）年には8,808万人になると推計されている。

高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27（2015）年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には3,677万人に達すると見込まれている。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

この間、高齢化率は上昇を続け、令和18（2036）年に33.3%で3人に1人となる。令和24（2042）年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和47（2065）年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となると推計されている。75歳以上人口の割合は、令和47（2065）年には25.5%となり、約4人に1人が後期高齢者になると推計されている。



¹⁵ 日本の将来推計人口：5年ごとに行われる国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所が全国の将来の出生、死亡、国際人口移動について仮定し、これらに基づいてわが国の将来の人口規模や男女・年齢構成の推移について推計を行い公表する推計値。複数の仮定に基づき複数の推計を行うが、一般的にも本稿でも中位推計結果が用いられる。市町村ごとの推計値も公表される。

2. 全国の成年後見の利用推移

平成 26 年から令和元年までの全国の成年後見制度の利用者数の推移をみると、成年後見、保佐、補助、任意後見の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。

令和元年 12 月末日時点の利用者数は、成年後見の割合が約 76.6%、保佐の割合が約 17.4%、補助の割合が約 4.9%、任意後見の割合が約 1.2%となっている。



また、認知症の有病者数¹⁶について、各年齢の認知症有病率¹⁷が一定で推移すると仮定した場合は2025年には675万人になり、各年齢層の認知症有病率が糖尿病有病率の増加とともに上昇すると仮定した場合は730万人に達するとされている。

年	2012 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
各年齢の認知症有病率が一定	462 万人 15.0%	517 万人 15.7%	602 万人 17.2%	675 万人 19.0%	744 万人 20.8%	802 万人 21.4%	797 万人 21.8%	850 万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇		525 万人 16.0%	631 万人 18.0%	730 万人 20.6%	830 万人 23.2%	953 万人 25.4%	1016 万人 27.8%	1154 万人 34.3%

¹⁶ 認知症の有病者数：長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータを基礎データとした厚生労働省認知症対策総合研究事業（平成 25 年 3 月報告）により、国が新たに推計した認知症の有病率をそれぞれの推計人口に乗じて算出した数。

¹⁷ 認知症有病率：「久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。」とされている。

3. 大分県における取組み

大分県が令和2年4月に改定した「大分県地域福祉基本計画」の「第4章 計画の具体的取組 第3節 多様な地域資源による福祉基盤づくり」に「権利擁護の推進」として「成年後見制度等の利用促進」について、その方向性が次のように記されている。

大分県地域福祉基本計画 （抄）

① 成年後見制度の利用促進

（i）国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、県民に対する情報提供などにより、成年後見制度の普及に努めるとともに、制度を円滑に利用できるよう、市町村が行う「権利擁護センター」の設置や市民後見人の養成、地域連携ネットワークの司令塔となる中核機関の整備等を支援します。

（ii）市町村と、地域包括支援センターや指定障害者相談支援事業所、市町村社会福祉協議会等が連携した、細やかな権利擁護体制の整備を推進します。

② 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない高齢者等を対象として、大分県社会福祉協議会（大分県あんしんサポートセンター）が行う、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の「日常生活自立支援事業」を引き続き推進します。

「制度の普及」及び「市町村支援」並びに「県社協事業の推進」が取組みの柱となっているが、これは促進法第15条の規定「都道府県の講ずる措置」に即したものとなっている。

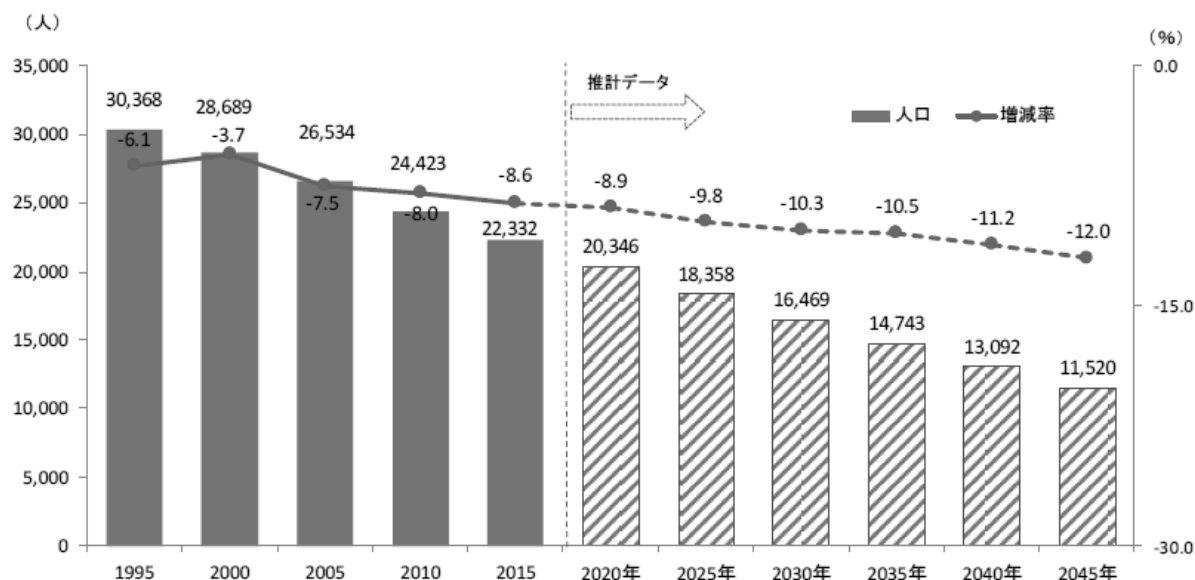
また、これまで大分県は、県内全市町村のほか、司法・専門職・後見関係団体、福祉関係団体、当事者団体による連絡会議¹⁸を設け、ニーズ調査やマニュアル作成など成年後見制度の利用促進に係る諸施策を「オール大分」で進めてきたほか、大分県市町村長申立マニュアル¹⁹を作成するなど、国の成年後見制度利用促進基本計画に定められている「都道府県の役割」に沿った支援策を講じている。

¹⁸ 連絡会議：構成団体として、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンター、成年後見・権利擁護大分ネット、市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分（市民後見ささえあい）、大分県社会福祉協議会、大分県障害者相談支援事業推進事業協議会、認知症の人と家族の会、手をつなぐ育成会、大分県精神保健福祉会が参加。

¹⁹ 大分県市町村長申立マニュアル：大分県（大分県成年後見制度推進連絡会議・市町村長申立マニュアル作業部会）が平成30年7月に策定したマニュアル。

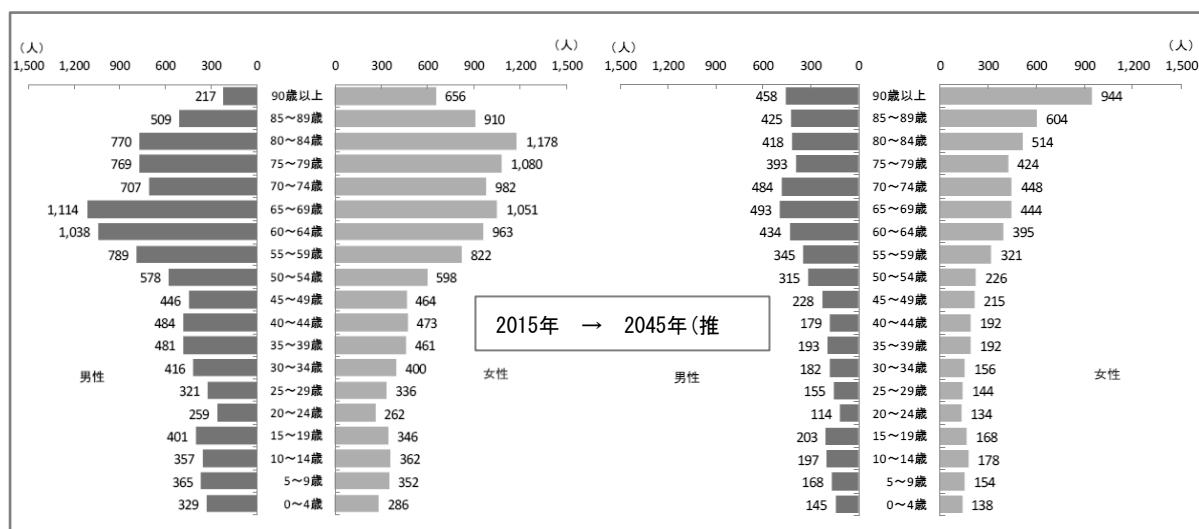
4. 本市における高齢者の現状と推計

本市の人口（2015年国勢調査）は22,332人で、1995年からの20年間で約8,000人が減少しており、近年は減少率が△8.0%、△8.6%と拡大傾向にある。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年に2万人を割り込み、2045年に11,520人と30年間で半減する見込みとなっている。



また、本市は全国の流れとは異なって2025年には高齢者数も後期高齢者数も減少することが予想されているが、高齢者人口を上回る数の生産年齢人口等が減少するため、高齢化率は緩やかに上昇していくことが見込まれている。

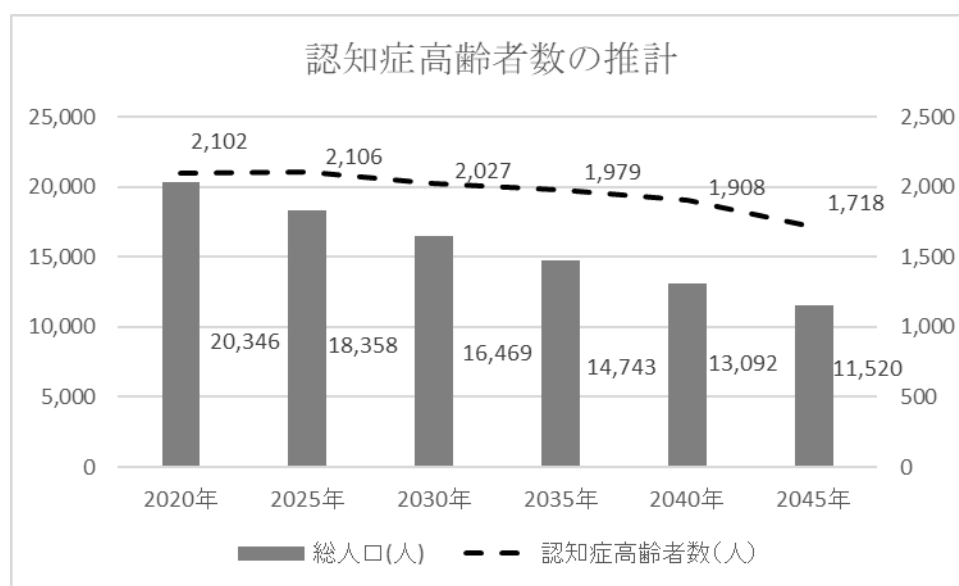
なお、認知症のリスクが高い85歳以上の高齢者数は2045年まで増加し続けると推計されており、これに伴って一人暮らしの高齢者も増していくことを想定しておく必要がある。



また、本市における将来の認知症有病者数を推計するために、65歳以上の男女別人口に年齢区分ごとの男女別認知症有病率²⁰を乗じたところ、認知症の有病者数は下表のとおりとなった。

令和2（2020）年に2,102人だった認知症高齢者人口は、緩やかに減少し令和27（2045）年には1,718人となるとされている。しかし、この間、人口は20,346人から11,520人に大幅に減少することに伴い、全人口に対する認知症高齢者の出現率は10.3%から14.9%に上昇し、7人に1人が認知症になると推計されている。

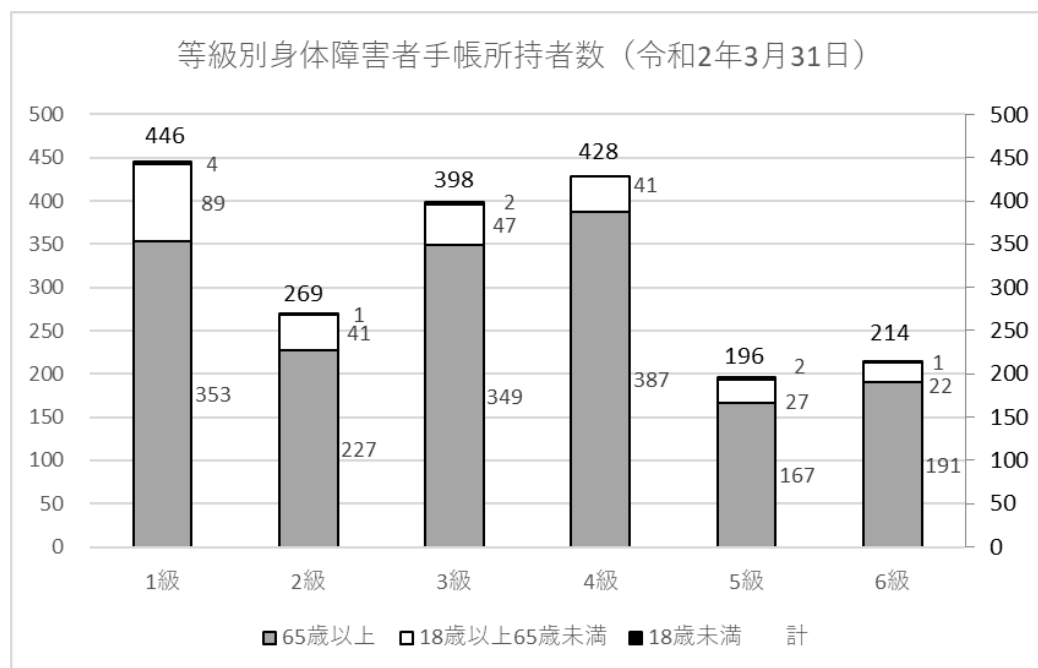
年代			年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
			人口(人)	20,346	18,358	16,469	14,743	13,092	11,520
			有病率	認知症(人)	2,106	2,027	1,979	1,908	1,718
			出現率	10.3%	11.5%	12.3%	13.4%	14.6%	14.9%
65～69 歳	男	2.80%	人口(人)	1,945	1,596	1,180	912	968	937
	女	3.80%	認知症(人)	64	53	39	30	32	31
70～74 歳	男	4.90%	人口(人)	2,058	1,853	1,529	1,133	876	932
	女	3.90%	認知症(人)	91	82	67	50	38	41
75～79 歳	男	11.70%	人口(人)	1,551	1,898	1,713	1,421	1,054	817
	女	14.40%	認知症(人)	206	248	224	187	139	107
80～84 歳	男	16.80%	人口(人)	1,577	1,335	1,646	1,491	1,248	932
	女	24.20%	認知症(人)	335	285	340	308	261	195
85～89 歳	男	35.00%	人口(人)	1,501	1,235	1,063	1,327	1,209	1,029
	女	43.90%	認知症(人)	611	502	433	530	483	414
90 歳以上	男	49.80%	人口(人)	1,174	1,386	1,366	1,289	1,432	1,402
	女	74.40%	認知症(人)	794	936	924	874	955	930



²⁰ 年齢区分ごとの男女別認知症有病率：6 ページで記した率のうち年齢と性別に着目した。生活習慣病（糖尿病）の有病率はここでは考慮していない。

5. 本市における障がい者の現状

令和元年度末（令和2年3月31日）時点の身体障害者手帳²¹の所持者数は、1,951人であり各等級とも65歳以上の高齢者が1,674人で85%以上を占めている。一方、18歳未満の未成年は1%に満たない状況である。また、1級と2級の重度障害者は715人であり、身体障害者手帳所持者の4割弱を占めている。



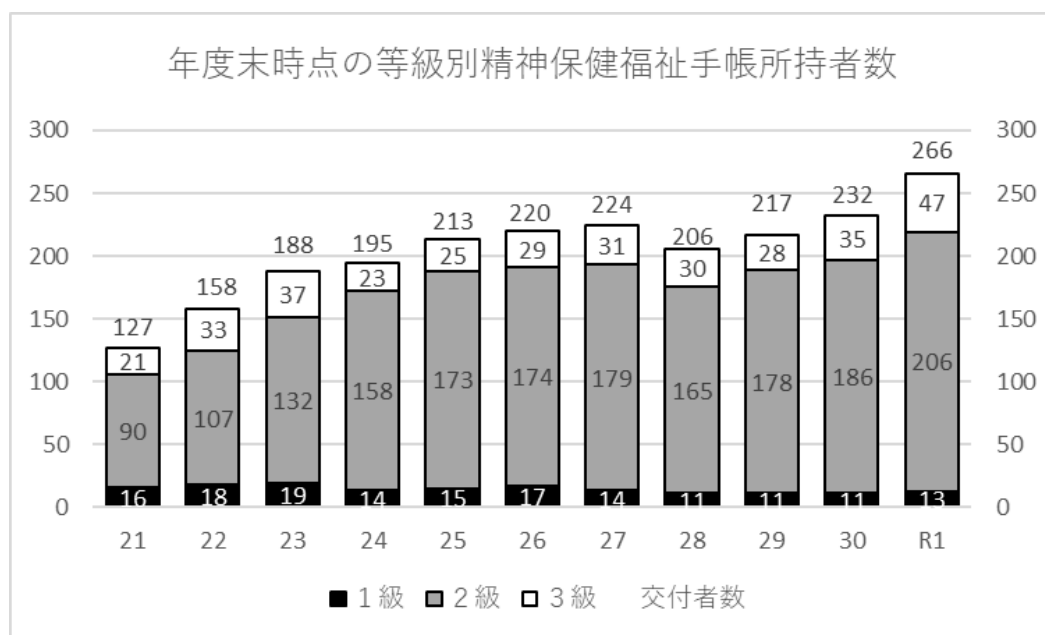
次に、療育手帳²²所持者数をみると、233人（令和2年3月31日時点）となっており、このうち重度のA判定の手帳所持者は62人で全体の3割弱を占めている。

程度	年齢	人数
A判定 (重度)	18歳未満	7
	18歳以上 65歳未満	42
	65歳以上	13
B判定 (中軽度)	18歳未満	29
	18歳以上 65歳未満	97
	65歳以上	45
計		233人

²¹ 身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体上（視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の機能）の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

²² 療育手帳：昭和48年9月27日厚生省発児第156号の厚生事務次官通知「療育手帳制度について」を根拠とし、児童相談所又は知的障害者更生相談所が「知的障害があると判定」した者に対して交付する手帳。療育手帳所持者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けることができるほか、地方自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることもできる。

また、精神障害者保健福祉手帳²³所持者数は令和元年度末（令和 2 年 3 月 31 日）で 266 人であり、この 10 年間の推移を見ると総人口が減少している中にもあっても大きく増加していることが読み取れる。



以上、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称し、一般に障害者手帳と呼ぶことも多い。障害者手帳所持者のうち後見人等が必要な場合が多いと想定される療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、人口が減少している中でも減少傾向にはなっていない。また、自立支援医療（精神通院医療²⁴）申請者は、精神障害者保健福祉手帳所持者を含め令和元年度末で 681 人存在している。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)	「療育手帳制度について」昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号の厚生事務次官通知	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)
交付主体	都道府県知事、指定都市市長、中核市の市長	都道府県知事、指定都市市長	都道府県知事、指定都市市長
障害分類	視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能・脳原性運動機能）、心臓・じん臓又は呼吸器の機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の機能	知的障害	統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害、その他の精神疾患

²³ 精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）を根拠とし、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断される等級は、重度の側から 1 級から 3 級の等級が定められている。

²⁴ 精神通院医療：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者の通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。自己負担は公的医療保険の 3 割負担を 1 割に軽減などに軽減。実施主体は都道府県・指定都市。

6. 本市の成年後見の現状と課題

(1) 成年後見制度の利用者数

本市における令和2年3月末日現在の成年後見制度利用者数等は、大分家庭裁判所によると法定後見が41件、任意後見が0件となっている。法定後見のうち後見が31件で75%を占め、保佐が6件、補助が4件となっている。このうち令和元年〈平成31年〉の新規申立件数は9件であり、全体の約20%を占めている。

また、後見人等の約4割となる16件を親族が占めており、法人が14件と続き、以下、弁護士5件、社会福祉士4件となっている。これらから制度創設以来20年が経過し、成年後見制度の利用がようやく進みつつある実態がうかがい知れる。

法定後見（ ）内は令和元年〈平成31年〉の新規申立件数				任意後見	
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助		
41（9）	31（7）	6（1）	4（1）	0	
法定後見のうち後見人等種別					
	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人
後 見	12	3	0	2	12
保 佐	3	2	0	1	0
補 助	1	0	0	1	2

(2) 市町村長申立²⁵件数

老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法では、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者について、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを市長村長が行うことができる旨、それぞれ規定されている。

大分県市町村長申立マニュアルによれば、『「その福祉を図るため特に必要がある」と認めるとき』が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提です。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働くため、市町村長の申立ては、保護を受ける本人に対する行政の責務となります。」とされている。令和元年の大分県内市町村長申立件数は43件であったが、竹田市の近年の申立て実績は下表のとおり多くなく、今後の取り組みが求められている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
竹田市での申立件数	0	0	0	1 高齢者	0	0	1 高齢者

²⁵ 市町村長申立：老人福祉法第32条に「市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」との規定。知的障害者福祉法第28条、精神保健又は精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2においても同様の条文が規定されている。

(3) 成年後見のニーズ調査結果

竹田市の高齢者の中に、成年後見の潜在的ニーズがどれほどあるのか把握するため竹田市社会福祉協議会では、令和元年7月、居宅介護支援事業所²⁶、居宅サービス事業所²⁷、病院、グループホーム、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを対象として調査を行っている。

対象者約1,300人のうち市外の対象者を含めて53名が成年後見等を実際に受けているほか、28名が何らかの制度利用が必要であるとされている。また、今後必要になると思われる人も108名存在している。これらを合計すると15%以上の方に制度利用のニーズがあることがわかる。

将来的なニーズは現在の制度利用者の2倍に上り、このニーズに応えていくためには制度利用に向けた環境整備が喫緊の課題となっている。

調査項目		居宅サービス事業所	居宅介護支援事業所	病院	グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	合計
後見		22	4	9	1	5	0	41
保佐		3	1	2	0	0	0	6
補助		2	0	0	1	0	1	4
任意		1	1	0	0	0	0	2
困りごとのある人(実人数)		572	129	279	18	86	60	1,144
困りごと (複数回答)	お金の出し入れ	360	27	264	9	0	60	720
	通帳印鑑の管理	356	22	265	9	0	60	712
	身寄りが無い	42	25	10	0	5	2	84
	もの忘れが多い	370	85	257	18	0	10	740
	ゴミ屋敷	16	11	4	—	0	1	32
	支払いの遅延	5	4	1	—	0	0	10
	消費者被害	5	5	0	—	0	0	10
	その他	56	31	0	0	25	0	112
困りごとはない		80	2	0	0	78	0	160
現在利用が必要である		14	10	2	0	1	1	28
今後必要となる見込み		54	18	3	1	27	5	108

²⁶ 居宅介護支援事業所：介護支援専門員（ケアマネージャー）が在籍し、在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、要介護認定申請の支援、利用者（要支援、要介護認定者）の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行う県が指定する事業所。相談や手続きに利用者の負担は無料。

²⁷ 居宅サービス事業者：介護保険サービスを提供する指定事業者のうちの一つ。「指定居宅サービス事業者」として、在宅の利用者に対してケアプランに沿った居宅サービスを提供する。サービス内容の種類には、訪問介護、訪問看護、通所介護、訪問入浴介護、通所リハビリテーションなどがある。

一方、障がい者の制度利用に係るニーズは、令和元年 10 月に市内 4 か所の障がい者相談支援事業所²⁸に対して行った調査結果から把握できる。

対象者約 28 人のうち 2 名が成年後見等を実際に受けており、2 名が何らかの制度利用が必要であるとされているほか、今後必要になると思われる人が 13 名存在している。人数としては多くはないものの、障がい福祉サービス利用者の 60%以上の方に成年後見制度の利用ニーズがあるため今後は個々のケースに応じたきめ細やかな対応が求められている。

調査項目	人数
後見	1 人
保佐	1 人
補助	
任意後見	
困りごとがあると思われる（実人数）	28 人
困りごと（複数回答）	
お金の出し入れに不安がある	22 人
通帳や印鑑の管理に不安がある	22 人
身寄りがないか又は疎遠や関係性が悪い	14 人
もの忘れが多い	3 人
住居がゴミ屋敷もしくはそれに近い	4 人
公共料金の支払いが滞りがち	4 人
訪問販売等で高額商品を頻繁に購入	2 人
その他	9 人
現在後見制度が必要と思われる	2 人
近い将来、後見制度が必要になると思われる	13 人

（４）あんしんサポートの利用実績

竹田市社会福祉協議会では、あんしんサポートセンターを設置し、日常生活自立支援事業（あんしんサポート²⁹）を実施している。これは、判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことによって、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとする事業である。

利用実績は 50 件程度であるが、制度の周知が十分とは言えない中、潜在的なニーズはより多いと考えられている。また、複雑な手続きを要せず、比較的安価な料金で本人に寄り添った支援が可能であるため、成年後見制度へのスムーズな移行を

²⁸ 障がい者相談支援事業所：障害者への福祉サービスの基本的な部分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定されており、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成・管理する市指定の事業所。

²⁹ あんしんサポート：日常生活自立支援事業として、相談を受けた後に専門員が支援計画を作成し契約締結の上、生活支援員が援助を行う事業。契約締結後の援助は 1 回あたり 1,330 円（令和 2 年現在）で、書類の預かりは 1 か月あたり 500 円の費用負担が利用者に生じる。事業の透明性や公正性を高め、適切な運営を確保するため「大分県運営適正化委員会」が監視を行っている。

進めるとともに、連携を強化する中で制度を補完するサービスとして今後も一定の役割を果たすことが期待されている。

年度	本人の状態						
	認知症	高齢	知的	精神	身体	その他	合計
28 年度	15	2	8	15	4	2	46
29 年度	10	3	8	18	3	2	44
30 年度	14	5	8	16	3	4	51
31 年度/元年度	17	6	8	16	3	2	50

(5) 地域包括支援センターにおける相談実績

竹田市社会福祉協議会内にある地域包括支援センター³⁰には、多くの業務があり様々な相談が日常的に寄せられるが、権利擁護³¹に関する相談はこの数年間、急増しており、直近では年間 146 件にのぼっている。このうち成年後見に関する相談は 23 件であるが、これも増加傾向にあり制度利用に対する市民の関心の高さがうかがえる。

地域包括支援センターでは、高齢者の人権や財産などを守るために成年後見制度の利用支援を行っており、今後も大きな役割を担うことが期待されている。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度 /元年度
権利擁護相談（実件数）	63	84	79	106	146	157
うち成年後見に関する相談 （実件数）	10	9	14	15	23	14

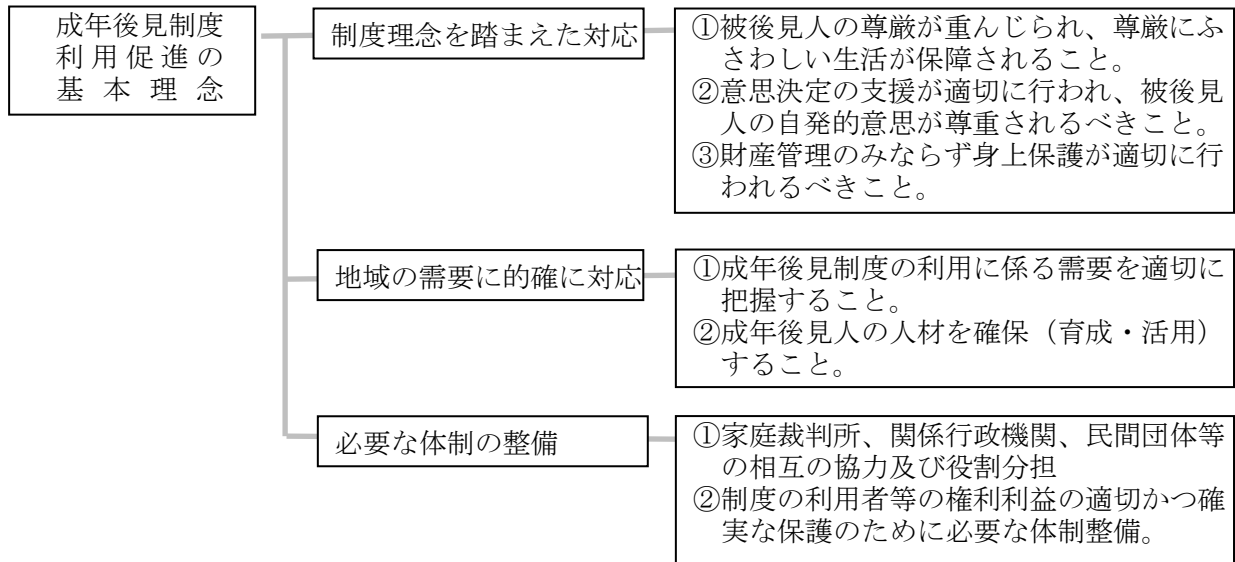
³⁰ 地域包括支援センター：高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、竹田市が設置し市社会福祉協議会に委託している機関。要介護認定を受けている高齢者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所とは異なり、すべての高齢者の相談を受け付ける。国が進める地域包括ケアシステムの中核機関としての位置づけで、①総合相談支援、②権利擁護、③介護予防支援・介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の 4 つの機能・業務を担う。

³¹ 権利擁護：日本国憲法第 11 条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と基本的人権に関する規定を定めているが、「平等権（第 14 条）」、身体的自由（第 18 条等）・精神の自由（第 19 条等）・経済活動の自由（第 22 条等）からなる「自由権」、生存権（第 25 条）・教育を受ける権利（第 26 条）・勤労の権利（第 27 条）からなる「社会権」、参政権（第 15 条）・請求権（第 17 条等）・請願権（第 16 条）からなる「基本的人権を守るための権利」の侵害を防止し、本人の意思に応じた権利行使ができるように支援することを言う。

第3章 基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

促進法第3条に、次のとおり利用の促進に係る基本理念が掲げられている。



また、国の成年後見制度利用促進基本計画³²は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されており、成年後見制度利用促進基本計画のポイントとして、次の点が記されている。

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

さらに、竹田市地域福祉計画では、その基本理念を「住民一人ひとりが その人らしく地域で安心して いきいきと暮らし 共に支えあう住みよいまち・たけた」としている。

本計画の基本理念は、立法の趣旨、国の計画の内容を踏まえた上で、次期計画策定の方針を考慮し、竹田市地域福祉計画と同じ基本理念とする。

住民一人ひとりが その人らしく地域で安心して
いきいきと暮らし 共に支えあう住みよいまち・たけた

³² 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条の規定に基づき策定。平成29年3月閣議決定。

2. 基本的な考え方

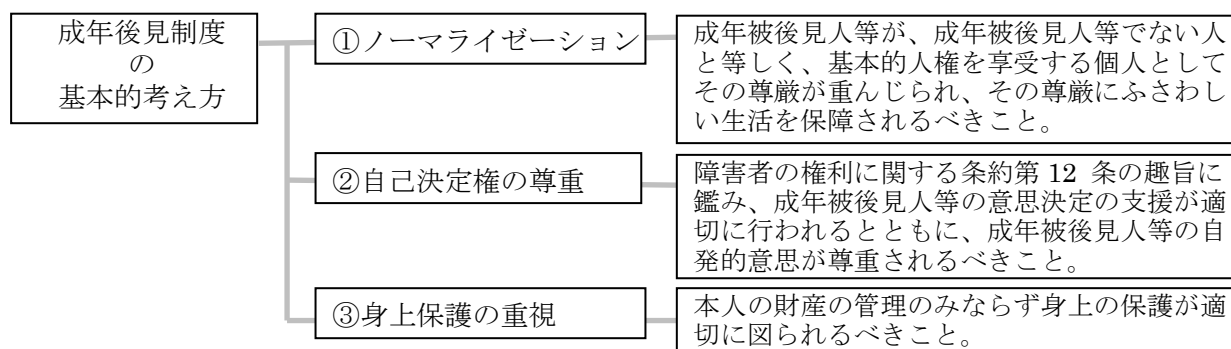
成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという趣旨があり、併せて国民に利用しやすい制度とすることを目指し導入された制度である。

しかし、成年後見等の申立ての動機の現状は、預貯金の解約等や介護保険³³契約（施設入所）となっており、社会生活を営む上で大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に選任されるケースが多くなっているが、この中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点が乏しい例があると指摘されている。さらに、後見等の開始後であっても、本人や親族、後見人を支援する体制が十分でないため、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応することとなっているが、家庭裁判所は福祉的な観点からの助言を行うことは困難であるとされている。

以上のことから、成年後見制度の利用者がそのメリットを実感できていないケースが多いのではないかと指摘もある。今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、この理念に立ち返って、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点到欠などの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視する必要がある、③身上保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

以上、国における基本的な考え方を踏まえ、「住民一人ひとりが その人らしく 地域で安心して いきいきと暮らし 共に支えあう住みよいまち・たけた」の基本理念の実現に向けて取り組んでいく。



³³ 介護保険：2000年4月、利用者と事業者との「契約」による介護サービスを受ける制度がスタート。成年後見制度と同時スタートのため介護保険制度と成年後見制度は「高齢者の生活を支える車の両輪」と言われる。なお、医療機関が求める医療行為への同意権は、成年後見人は有しない。

第4章 具体的な推進

1. 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

障がいや認知症等で判断能力が不十分になった場合であっても、自らの権利を守りながら、住み慣れた竹田市内・それぞれの地域でその人らしい生活が継続できるよう、権利擁護・成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワーク³⁴を構築する。併せて、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関³⁵としての「竹田市権利擁護・成年後見支援センター」を設置し、竹田市社会福祉協議会に運営を委託する。

地域連携ネットワークは、権利擁護・成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげるとともに、後見活動を支援する役割を担えるよう、司法・行政・医療・保健・福祉の各機関の連携に加え、地域や各種団体・事業所等を含めたネットワークに段階的・計画的に強化していくことを目指す。ネットワークには、権利擁護・成年後見支援センター外部の有識者・関係者による竹田市権利擁護・成年後見連携協議会を協議会³⁶組織として別に設置し、連携体制の強化に努めていく。

また、中核機関は、専門職による専門的助言等の支援の確保や地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担うとともに、後見人とともに支えるチームを支援する役割を担うこととなる。制度利用を促進させる要諦は、後見人、チーム、中核機関、協議会、ネットワークが双方向に機能連携していくことにあり、中核機関の担う役割、果たすべき責任は非常に大きいと言える。

3-(2)-③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性 (国基本計画抜粋)

○各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。

○中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

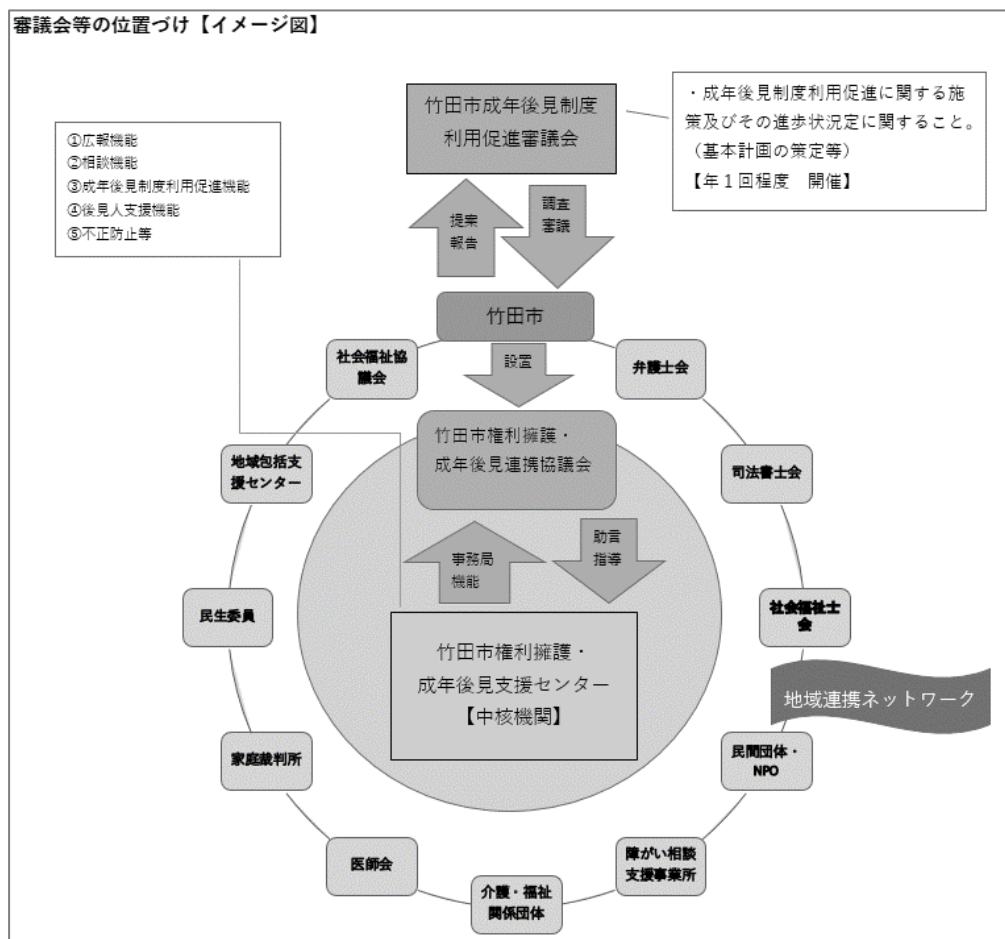
なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。(以下略)

³⁴ 地域連携ネットワーク：国の計画では、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築、以上の3つの役割があるとされる。

³⁵ 中核機関：国基本計画では、地域連携ネットワークは①本人を後見人とともに支えるチームと、②地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされている。地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくために「中核機関」が必要とされている。

³⁶ 協議会：福祉・法律の専門職が助言・相談対応等の支援に参画する仕組みとして設立するもの。

なお、市は、利用促進法第 14 条第 2 項の規定に基づく審議会³⁷を設置し、市としての方針を定めるとともに進捗状況や課題の把握、解決に向けた検討等を継続的に行いながら、中核機関の有す機能³⁸についてもチェック機能を果たしていくこととしている。



また、将来的な課題として、人口減少が予想される中、限られた人的資源の有効活用や効果的な支援を行っていくために、市域を超えた広域的な地域連携ネットワーク³⁹の構築や中核機関の設置について、継続的な検討を行っていく必要があると考えている。

³⁷ 審議会：竹田市成年後見制度利用促進審議会条例（令和 2 年竹田市条例第 41 号）に規定する審議会。成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議。委員 10 人以内、任期 3 年。

³⁸ 中核機関の有す機能：①広報、②相談、③制度利用促進、④後見人支援、以上 4 つの機能の確保と、⑤不正防止策の効果が期待されている。なお、③制度利用促進機能には、受任者調整（マッチング）等の支援と、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行が挙げられている。

³⁹ 広域的な地域連携ネットワーク：例えば、大分家庭裁判所竹田支部が管轄している豊後大野市との連携、より広範囲での連携等が考えられる。なお、家庭裁判所は全国 50 か所（47 都道府県庁所在地のほか函館市・旭川市・釧路市）に本庁が設置されており、支部 203 か所、出張所 77 か所が設けられている。県内は大分家庭裁判所を本庁として、杵築・中津・日田・佐伯・竹田に支部が、豊後高田に出張所が置かれている。

2. 制度の周知・広報

成年後見制度は、前述したとおり民法改正により平成 12 年に生まれた制度であるが、利用が伸びない中で個別法として促進法が制定されたものである。今回、市計画を策定し、関係機関の設置等の環境整備を行い、利用促進策を講じることにより、利用者の財産や権利の保護・支援が進むことが期待されるとともに、8050 問題⁴⁰や相続人不存在に起因する諸問題⁴¹の解決に結びつく二次的な効果も期待されている。

したがって、利用促進の入り口となる制度の周知・広報については、「知らなければ相談されない」ということを関係機関と共有する中で、早急かつ重点的に広く取り組むべき課題であると考えている。具体的には、市報・パンフレットやホームページなどを活用するとともに、研修会やセミナーの開催、相談窓口の設置運営などに計画的に広報活動に取り組んでいく。

- 成年後見制度の利用を必要とする人に加え、潜在的ニーズの発見、早期支援に努める。
- 地域連携ネットワークを構成する司法・行政・福祉・医療・地域などの関係者間で、広報に努めていく。
- 地域連携ネットワークの外にある各種団体・機関に対しても、パンフレット配布、研修会・セミナーの企画等、広範な広報活動を行っていく。
- 判断力がしっかりしている頃から、自分自身の将来に備えた権利擁護の在り方について考える機会を持てるよう取組みを進める。
- 成年後見制度だけでなく、未成年後見、DV・虐待防止、引きこもり対策、消費者被害対策等、法の外の権利擁護と併せた広報を検討していく。

⁴⁰ 8050 問題：80 歳代の高齢の親と 50 歳代等の中高年の子どもの組み合わせによる家庭で、生活困窮と介護問題が同時に生じる問題。子の障がいや引きこもりによる生活困窮、親の要介護状態による子の離職等により、生活を親の年金に依存することが高齢化の進展とともに社会問題化している。国は 40～64 歳で引きこもり状態にある人は 61 万 3 千人と推計しており、今後、実態把握を行い施策立案を行うこととしている。

⁴¹ 相続人不存在に起因する諸問題：不動産の相続・管理・処分のほか、葬儀、入院費清算、行政手続き等、地域生活をふくめ広く影響を及ぼすことが想定される。

3. 相談体制の構築

成年後見制度の目的である自己決定権を尊重しながら、成年被後見人等の保護との連携・調整を図るため、介護支援専門員や相談支援専門員などと連携した相談体制を構築する必要がある。

まずは、市担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、関係機関が連携し広く相談体制を築くとともに、専門性の高い相談は中核機関である市権利擁護・成年後見支援センターへ繋ぐことにより複層的な体制を築く。この体制を整えることによって、早期に権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の支援を行うことにより、制度の利用促進を図ることを目指す。

また、民生委員や自治会・福祉委員等の既存組織の活用、医療・保健・介護関係機関や民間事業者等との地域ネットワークを活かして、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見にも併せて取り組んでいく。

- 各種団体・関係機関等で制度の理解に努め、市全体の推進体制を把握する中で、相談の一次窓口としての機能を保持する。
- 市は、中核機関を支援しながら、専門性の高い高度な利用相談にも対応できる体制を構築する。
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等から支援を得ることの検討、自治会、民生委員⁴²、地区社協⁴³、暮らしのサポートセンター⁴⁴等との連携を進める。

⁴² 民生委員：民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う。

⁴³ 地区社協：竹田市社会福祉協議会が市内 17 地区に小地域組織化活動組織として設置している組織。

⁴⁴ 暮らしのサポートセンター：竹田市社会福祉協議会が市内 7 地域（地区）に地域包括ケアシステムの生活支援サービスの提供を行う組織として設置。

4. 制度の利用促進

成年後見制度利用促進策は、中核機関である市権利擁護・成年後見支援センターに委ねる部分も大きく、受任者調整（マッチング）等の支援、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行が具体的な内容として考えられ、これらに段階的に取り組んでいく。

まずは、竹田市権利擁護・成年後見連携協議会では、市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう必要な事項について定期的に調査審議するほか、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があった際、被後見人にふさわしい候補者を選出できるよう、竹田市権利擁護・成年後見支援センターに専門職による受任調整機能等を有する専門職調整委員会を設置する。

- 中核機関と連携を図る中で、親族後見人候補者へのアドバイス・専門職へのつなぎ、親族後見人就任後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 中核機関と連携を図る中で、市民後見人候補者へのアドバイス、市民後見人就任後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 中核機関と連携を図る中で、本人の意向に沿える後見人を選任できるよう家庭裁判所と連携しながら受任者調整（マッチング）を行う体制を整備していく。
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）から保佐・補助類型の利用が望ましいケース等は、スムーズな移行ができるよう中核機関の支援を図っていく。
- 生活保護受給者を含む低所得者に対しても、成年後見制度の利用が必要であれば、成年後見制度利用支援事業⁴⁵を活用しつつ、制度利用を図る。

⁴⁵ 成年後見制度利用支援事業：介護保険法に規定する地域支援事業や障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業のうち「成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成」する事業。

5. 担い手の育成と活動の支援

本市においては、高齢化が著しく進んでおり、親族が近くにいない高齢者や親なき後の障害者などが年々増加し、親族以外の第三者による成年後見人等の需要は増加している。現在、成年後見人等は、多くの場合親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職⁴⁶が受任しているが、専門職の人数にも限りがある中、今後、高齢化の一層の進展により成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではない状況にある。

本市では竹田市社会福祉協議会と連携を図る中で、平成 28 年度に市民後見人⁴⁷養成講座を開講し 10 人の講座修了者を得ている。今後も市権利擁護・成年後見支援センターと連携を図りながら、計画的な後見人養成を継続する中で成年後見制度を理解し、市民に広めることのできる人材の裾野を増やしていくこととする。また、受講後の継続的な情報提供・フォローアップ研修の機会を持つとともに、市民後見人として選任され活動していくことができる人材を育成するために講座終了生の組織化を検討していく。併せて、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保・支援についても幅広く取り組んでいく。

区分 \ 年度		H28	R02	R03 以降、毎年
市民後見養成講座受講者数	新規	10 人	20 人	10 人
	フォローアップ	0 人	3 人	5 人

⁴⁶ 専門職：弁護士、司法書士、社会福祉士に加えて、本市では一般社団法人が権利擁護支援センターを開設し、多くの役割を担っている。

⁴⁷ 市民後見人：定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」「市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。」「市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には『日常的な金銭管理や安定的な身上保護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案』が一般的に想定されている。」

6. 後見人への支援

専門的知識を有しない親族後見人や経験が多くない市民後見人に対する総合的な支援は、制度の利用促進や円滑な制度利用に関して欠かすことのできない最も重要な事項の一つである。

したがって、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる体制を中核機関である市権利擁護・成年後見センターに整備するとともに、市民後見人等に対する専門的な情報⁴⁸等の提供を行いながら、個別の後見活動が円滑に行われるよう専門職調整委員会の支援を得ながらフォロー・支援体制を段階的に築いていく。

○中核機関と連携を図る中で、親族後見人や市民後見人等の相談に応じるとともに、必要に応じ個別チーム体制整備やケース会議開催等を支援する。

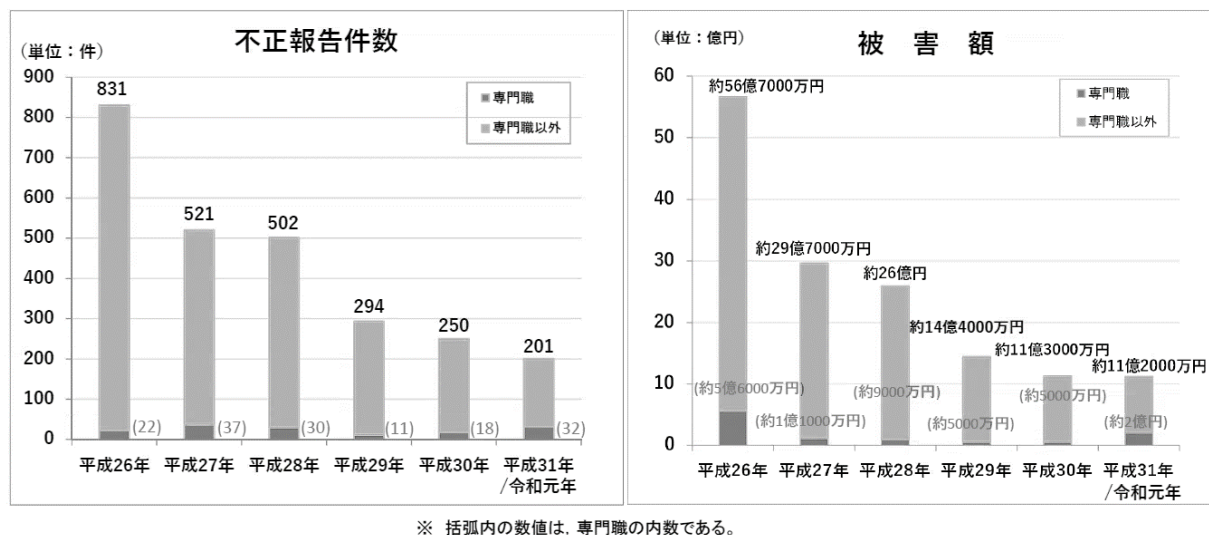
○中核機関と連携を図る中で、他の支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合等、必要に応じ家庭裁判所と情報を共有しながら後見人を支援する。

○中核機関と連携を図る中で、任意後見監督人選任の申立てが行われていないケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげる。

⁴⁸ 専門的な情報：例えば、国が「成年後見制度利用促進ニュースレター」として1か月から2か月に1回の頻度で提供している最新動向やQ&A等の解説を踏まえた情報や、成年後見制度利用促進専門家会議の意思決定支援ワーキング・グループが令和2年10月に作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」などの最新情報の例のほか、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）等から発せられる情報が想定される。

7. 不正防止に向けた取組

成年後見制度の利用促進のためには、不正防止を徹底していく必要がある。しかし、全国的に成年後見人等による不正が多く発生し大きく報道される中で、制度利用を躊躇する意見が出てきたことも事実である。下図は近年の不正件数と被害額を示したものであるが、平成26年に831件、56億7千万円でピークを迎えた後は、件数・被害額ともに減少を続け、ピーク時の1/4以下にまで減少している。



不正件数が減少している要因として、不正防止に向けた家庭裁判所の様々な取組⁴⁹のほか、後見制度支援信託⁵⁰や後見制度支援預貯金⁵¹の利用、金融機関等による自主的な預貯金管理に関する勉強会⁵²の開催等が考えられている。

このように、法務省、裁判所、金融機関等、国を挙げて不正防止策に取り組んでいるが、依然として少なくない不正件数がある。市としても国の取組みを視野に入れながら、後見人による財産の使い込み等の不正事案を徹底的に防止するための施策を講じる必要があるが、具体的には、市民後見人の業務執行状況の把握や定期的な面接の実施等が考えられる。

- 親族後見人等が孤立することなく理解不足・知識不足を克服し、不正の発生を未然に防ぐ効果を発現できるよう日常的に相談等を受けられる体制を整備する。
- 経済的虐待や横領等の不正行為の兆候を早期に把握し被害を最小限に食い止めるため、本人や親族後見人等を見守る体制の構築や家庭裁判所等との連携を図る。

⁴⁹ 家庭裁判所の様々な取組：後見等監督処分事件と報酬等付与事件の処理、管理する財産が多額・後見人と被後見人の利益相反の想定等の際に選任される後見監督人等。

⁵⁰ 後見制度支援信託：被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産で管理し、日常生活に用いる資金は信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付する仕組み。家庭裁判所の指示書を要する取引も規定。平成24年開始。

⁵¹ 後見制度支援預貯金：後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして平成29年7月に導入。被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座で管理。日常生活に用いる資金は大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金する仕組み。

⁵² 預貯金管理に関する勉強会：平成29年6月金融機関等による自主的な勉強会を9回開催し、平成30年3月、成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書が取りまとめられている。

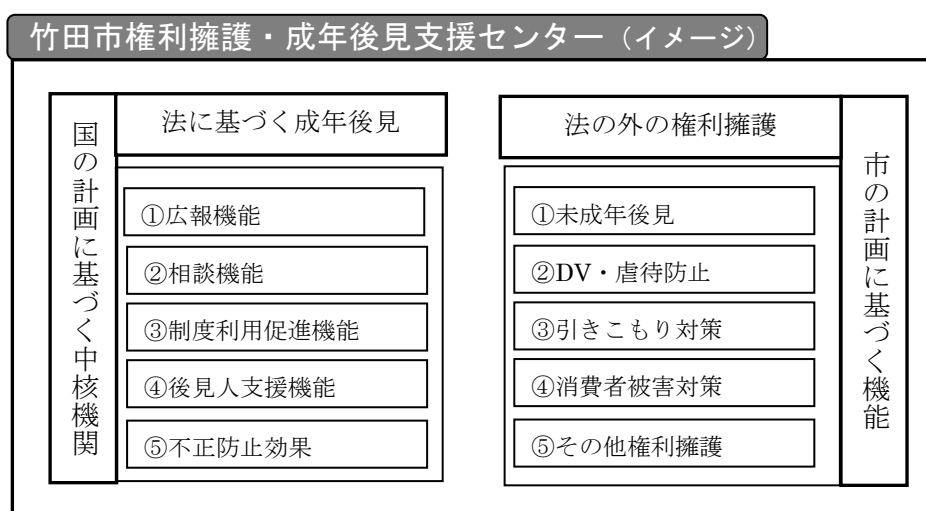
8. 権利擁護に向けた体制整備

権利擁護のニーズは傍目には見えづらく、当事者付近で埋没してしまう可能性も低いことから、地域のネットワークを利用して多くの目が届く支援の在り方を総合的・継続的に検討・構築していく必要がある。

併せて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では複合課題や狭間のニーズに対応できないため、本市では早期に重層的な支援体制⁵³を構築・強化していくこととする。なかでも子どもの権利擁護⁵⁴は国の重要課題の一つとなっており、単に成年後見制度の利用促進機能に限らず、未成年後見、DV⁵⁵・虐待防止、引きこもり対策、消費者被害対策⁵⁶等を含めた相談機能を有する体制整備が人権尊重の観点からも必要である。

このような体制構築・取組の中で、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、早期に適切な支援につなげる仕組みづくりを行っていく。併せて、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療の専門職・地域の関係者が、チームとして関わる体制づくりを支援していく。

さらに、市民からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する日本司法支援センター（法テラス）の制度周知や利用促進を行っていく。



⁵³ 重層的な支援体制：厚生労働省では平成30年から「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進してきたが、社会福祉法等の改正により令和3年度に「重層的支援体制整備事業」を創設し、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を推進することとしている。

⁵⁴ 子どもの権利擁護：令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則第7条第4項で「子どもの権利擁護の在り方」について施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

⁵⁵ DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略。明確な定義はないが「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

⁵⁶ 消費者被害対策：厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を関係府省庁（内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）と共同で平成27年に策定しており、この中で安全対策の一つとして「詐欺などの消費者被害の防止」を掲げている。

第5章 計画の評価と進行管理

1. 計画の評価と進行管理

促進法第14条第2項に、「市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と規定されている。

また、国の利用促進基本計画では「当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。」、「地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。」とされている。

これらを踏まえ、「竹田市権利擁護・成年後見連携協議会」における中核機関に対する年次評価と一体的に行うことを想定しながら、本計画の進捗状況や達成状況に関する点検・評価と進行管理は「竹田市成年後見制度利用促進審議会」において行うものとする。

なお、法改正や国の利用促進基本計画の見直しがあった場合や、計画の評価等の結果を踏まえて必要があると認めるときは、本計画の見直しを適宜行っていく。

資 料 編

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機

関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

竹田市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、竹田市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する施策及びその進捗状況に関すること。
- (2) その他成年後見制度の利用促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、成年後見制度に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議の必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

竹田市の権利擁護・成年後見の推進体制 概要図

